

平成29年度デイサービスセンター指定通所介護事業計画

通所介護事業は、介護を要する認知症や疾病等により身体が虚弱、身体上または精神上の障害によって日常生活を営むのに支障がある老人及び障害者を対象とし、食事の提供、入浴、レクリエーション等各種のサービスの提供及び生活上の相談、助言、健康状態の確認、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るなどの日常生活上の支援を行い、併せて、介護にあたる家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。

さらに、利用者一人一人のニーズに合わせた生活機能の向上等、利用者の生活の質を上げる取り組みを行い、地域のニーズに合わせた介護保険にとらわれない多様なサービスに対応できる、地域包括ケアの拠点となるような施設づくりを目指す。

1. 基本方針

- ①利用者様一人ひとりの心に寄り添い、やさしさ、たのしさ、明るさにあふれた施設づくりを目指す。
- ②地域、関係機関との連携を図り、施設への理解を深めていただくとともに、地域の要望や声に基づいた愛される施設を目指す。
- ③家族との連帯を深め、利用者様とその家族が安心して利用できる施設を目指す。

2. 利用対象者及び重要事項

①利用対象者：

- 第1号被保険者 65歳以上で介護保険法に定める要支援・要介護認定された高齢者（生きがい事業認定者も含む）
- 第2号被保険者 40歳から64歳までの医療保険加入者で、特定疾病の方
身体障害者の方

②利用定員：24名

③事業実施地域：福島市内

④営業日：月～金曜日（祝日含む）第1、3、5土曜日 ※12月29日～1月3日を除く

⑤サービス提供時間：午前9時50分～午後4時

3. 事業の内容

(1) 基本事業

- ①生活指導 集団生活を通しての生活指導、生活相談、趣味、娯楽等を通じての交流を図る。
- ②日常動作訓練 日常の生活機能の維持、低下の防止を図るため、機器等を利用したの体操や訓練、創作活動、日常動作を通しての身体機能の維持、改善を図る。
- ③養護 利用者それぞれの身体状況にあわせ、一日の生活リズムを確立し、身体状況に応じた養護に努める。
- ④送迎 デイサービス利用者に対し、家庭と施設間の送迎を行い、職員が付添い、リフトバス等による安全・安心な送迎を行う。

(2) 介護サービス

- ①入浴サービス 体調に十分な注意を払いながら、家庭で入浴することが困難な利用者に対し、個別介助による入浴サービスを提供し、快適かつ安全に入浴できるように援助する。
- ②食事サービス 食卓の雰囲気気を配り、季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立と栄養のとれた楽しい食事の時間を提供する。

- ③排泄サービス 利用者の尊厳に十分配慮しながら、個別のペースに合わせて行い、同時に健康状態の把握も行う。
- ④健康チェック 施設来所時、入浴等負担の大きいプログラムの前に実施し必要に応じて主治医、医療機関、家族との連絡を行い、疾病等の早期発見、早期治療に努める。

4. 地域との交流

- ①地域交流 芸能協会や趣味活動をしている団体（絵画、歌、踊り等）や小学校等、老人クラブなどとの交流を深めると共に、サロン等に施設を提供するなどして地域に開かれた施設作りを進める。
- ②ボランティア ボランティア活動を積極的に受け入れ、拡大を図るとともにボランティアを受け入れるための体制作りにも努め、福祉事業啓蒙活動を積極的に行う。
- ③広報 地域包括支援センターで行う健康教室や介護教室等でノウハウを還元しながら、地域社会の理解と協力が得られるよう努める。

5. リスクマネジメント（安全対策・防災対策）

- ①職員の気づきを大切に捉え、ヒヤリ・ハット報告や事故報告の内容を共有するとともに、原因等を究明し対策を講ずる。
- ②災害・事故発生予防対策
災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防災設備等及び公用車の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努める。
- ③避難消火訓練・防災対策
災害時の被害を最小限にとどめるため、消防計画書に基づき通報訓練・避難誘導・消火訓練の充実を図るとともに、利用者参加の訓練を年2回実施する。また、法人内各施設との連携を図り、災害時の協力体制、連絡体制を強化し、あらゆる事態に対応できる防災力を高めるよう努める。
- ④設備の点検
防災設備、警備システムの定期点検と電気器具等の自主点検を実施し、事故の絶無と事故の防止に努める。また、建物内外の定期的な巡回を実施し危険箇所や危険物の早期発見に努めるとともに、職員のリスクに対する意識の向上を図りながら事故防止・再発防止に努める。
- ⑤交通安全への取組み
送迎業務、訪問業務において、公用車使用の際は安全・安心を心がけるとともに、危険箇所等の情報確認と共有化を図り車両の安全管理を徹底する。

6. 職員の資質の向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例するため、資質の向上は、本来自己啓発が基本だが、施設内外の研修および関係機関の会議等にはサービスに低下を来たさぬよう工夫して、極力多数が参加できるよう努める。研修で得た情報は、報告・伝達を行い職員全員に周知し共有するよう努める。また、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士）については積極的に資格取得を勧める。

7. 個人情報保護と情報開示について

- ①個人情報保護が義務付けられていますが、当事業所では「社会福祉法人けやきの村個人情報管理規程」を遵守し、個人情報の漏洩、滅失、改ざん等の防止のために安全管理措置を講じる。
- ②平成18年4月から「介護サービス情報の公表」が課せられているため、提供する

サービス内容やサービスを維持していく仕組み等の情報をインターネット上のホームページや事業所内の掲示、あるいは法人機関誌を通じて公表し、利用者が事業所を選択する際役立つようにする。

8. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在しており、直面し得る人権課題として捉えるとともに、地域包括支援センターと連携しながら、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指し、高齢者虐待の防止に全力で取り組む。

9. 年間行事計画

月	行 事	そ の 他
4月	花見外出、教養講座	※体重測定/毎月 ※誕生会/隔月 ※カレンダー作り/3ヶ月毎 ※お風呂の日/毎月26日を含む1週間 ※その時折の各種行事を創意工夫して開催します。 ※ボランティア、慰問を積極的に受け入れます。
5月	誕生会、鯉のぼり作り	
6月	カレンダー作り、健康教室	
7月	七夕飾り作り、写真撮影、誕生会	
8月	お菓子作り	
9月	カレンダー作り、誕生会、敬老祝賀会	
10月	買い物ツアー、芋煮会	
11月	紅葉狩り外出、誕生会	
12月	クリスマス会、カレンダー作り	
1月	書き初め、誕生会、健康教室	
2月	節分、鬼の面作り、教養講座	
3月	おやつ作り、誕生会、カレンダー作り	

10. 職員研修計画（三事業所）

各種研修会等に積極的に参加させ、サービス提供の担い手である職員一人ひとりの専門知識の習得と資質・能力の向上に努める。また、福祉専門職の配置による体制整備を図るために、介護福祉士、介護支援専門員（主任介護支援専門員及び更新研修・専門研修）、社会福祉士等の各種資格取得の奨励と支援を計画的に推進していく。

（1）外部研修（福島県社会福祉協議会等）

- ・老人福祉施設職員研修
- ・地域包括支援・在宅介護支援センター職員研修
- ・介護支援専門員専門研修
- ・福祉サービスに関する苦情解決研修会
- ・在宅部会県北支部職員研修会

（2）関係機関研修

- ・高齢者虐待事例対応力強化研修
- ・福島市介護支援専門員連絡協議会研修会
- ・閉じこもり予防・支援事業研修
- ・認知症対応力向上研修
- ・地域包括支援センター機能強化研修
- ・高齢者虐待事例検討会
- ・福島市地域包括等連絡協議会職員研修会
- ・地域包括支援センター課題別研修
- ・主任介護支援専門員研修

- ・高齢者虐待対応研修（スキルアップ研修）
- ・県北地域現任認定調査員研修会

（３）法人内研修

- ・新任職員研修
- ・普通救命講習会

（４）施設内研修

- ・４月 事業計画・倫理法令厳守に関する研修
- ・５月 認知症高齢者対応について
- ・６月 感染症・食中毒の予防及び蔓延防止について
- ・７月 緊急時対応に関する研修
- ・８月 事故発生予防・再発防止・安全対策について
- ・９月 感染症対策について
- ・１０月 緊急時の対応について
- ・１１月 高齢者虐待防止について
- ・１月 非常災害時の対応に関する研修（防災教育）
- ・２月 疾病等に関する研修

11. 稼働率アップのための重点課題

- ①新規利用者の確保と利用者の拡大の取組み
※高齢者団体・クラブ・見学者等の受入
- ②居宅介護支援事業所・地域包括支援センターへの情報提供及び連携強化を図る
- ③地域との交流と地域へのPRを推進する
- ④地域への貢献と愛される施設づくりを推進する

12. 施設の整備等について（三事業所）

- ①コピー機の更新

13. 検討事項

- ①屋根の塗装
- ②送迎用(軽)福祉車輛の更新